

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成28年8月4日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

取付管新設(その1)工事

(2) 工事場所

京都市右京区梅ヶ畑梅尾町1番地1

(3) 工事概要

取付管布設工 φ100ミリメートル L=2.8メートル

(4) 工期

契約の日の翌日から30日以内

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出する日において、現に京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第1項に規定する平成28年度一般競争入札有資格者名簿に「工事」の種目で掲載されていること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき、平成28年度競争入札参加有資格者格付(管工事)において、E等級に格付けされていること。
- (3) 本件入札に係る公告の日から開札の日までの間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 建設業法に基づく管工事業に係る主任技術者を1名配置できること。

また、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。当該技術者については、専任義務のない他工事に配置されている技術者との兼任は可とする。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札書、入札参加資格確認申請書及び設計図書等の交付

以下の(1)又は(2)の方法により入手すること。

- (1) 本件入札の公告日から入札期間終了まで、用度課のホームページに入札公告と併せて掲示するので、用度課のホームページから本件入札に係る入札書、申請書及び設計図書等をダウンロードのうえ、印刷し使用すること。
- (2) 本件入札の公告日から入札期間終了まで、2の場所に入札書、申請書及び設計図書等の交付を受ける。

また、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ使用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

5 入札方法等

- (1) 本件入札は、入札者が、入札期間内に2の場所に設置している「入札資料提出ポスト」に入札書、積算内訳書及び申請書等を投函することによって行う。

(2) 入札期間

平成28年8月18日(木)、19日(金)及び22日(月)の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 入札書、積算内訳書及び申請書等の提出

入札者は、(4)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札書(用紙交付)

イ 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載し、あわせて登録印を押印すること。

積算内訳書の提出がない場合や積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書(用紙交付)

エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。)の写し。

なお、3(5)の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

オ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

(4) 入札書、積算内訳書及び申請書等は、封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時を記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(5) 入札者は、(4)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

(6) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を同封すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(7) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(8) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 270,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

(9) 最低制限価格のくじの方法について

開札予定日時に、2の場所の入札室にて、当該入札執行事務に関係ない用度課職員がくじにより決定する。

なお、くじは公開とする。

6 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成28年8月23日（火）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められると

きは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

イ 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、本市が指定する日時に2の場所にて抽選により決定する。

7 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

8 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課ホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

9 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 必要
- (6) 前払金 無
- (7) 部分払い 無
- (8) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (9) 設計図書等の内容や積算に関する質問は受け付けない。

(10) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(11) 本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、用度課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の5開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/suido/nyusatu/nyusatuinfo/nyusatuindex.html>

(12) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(13) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(14) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(上下水道局総務部用度課)